

平成25年6月21日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

概要説明

福祉保健部

- 1. 本県の幼保にかかる現状について
- 2. 本県の児童虐待の現状について

協議事項

- 1. 調査事項について
- 2. 県内調査について
- 3. 次回委員会について
- 4. その他

出席委員（11人）

委員	長	西村	賢
副委員	長	後藤	哲朗
委員		中村	幸一
委員		井本	英雄
委員		押川	修一郎
委員		二見	康之
委員		清山	知憲
委員		太田	清海
委員		河野	哲也
委員		渡辺	創
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	佐藤	健司
こども政策局長	橋本	江里子

部 参 事 兼 福 祉 保 健 課 長	原 田 幸 二
健 康 増 進 課 長	和 田 陽 市
こ ども 政 策 局 こ ども 政 策 課 長	長 友 重 俊
こ ども 政 策 局 こ ども 家 庭 課 長	村 上 悦 子

事務局職員出席者

政策調査課主任技師	山 口 大 吾
政策調査課主査	深 谷 真 紀

西村委員長 おはようございます。それでは、ただいまから宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の日程であります。お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は本委員会の調査事項「本県のこどものライフステージ」、「本県のこどもをめぐる環境」を踏まえまして、福祉保健部より、「本県の幼保にかかる現状」、「本県の児童虐待の現状」について説明を受けたいと思います。

また、前回、委員より資料要求がございました「要保護・準要保護児童生徒数の状況」について、「結婚支援事業の取組」について、皆様のお手元に資料を配付させていただいております。

このうち、「要保護・準要保護児童生徒数の状況」につきましては、今後、改めて説明をいただく機会があるかと思いますが、今回は資料の配付のみとさせていただきます。

次に、協議事項であります。今後予定しております県内調査などについて御協議をいただきたいと思いますが、以上のとおり決定することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時 1分休憩

午前10時 2分再開

西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部においでいただきました。

早速ですが、概要説明のほうをよろしくお願いをいたします。

佐藤福祉保健部長 おはようございます。本日配付資料の目次に記載のとおり、御指示のございました「本県の幼保にかかる現状」及び「本県の児童虐待の現状」について説明をさせていただきます。

具体的には担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

長友こども政策課長 こども政策課でございます。私のほうから「本県の幼保にかかる現状」につきまして御説明をいたします。

「委員会資料」の1ページをお願いいたします。

まず、(1)の就学前児童の状況についてであります。

の就学前児童数等の推移でございますが、ゼロ歳から5歳までの就学前児童数につきましては、ここ5年間は6万人を若干超えて、横ばいとなっております。このうち幼稚園、保育所、認定こども園の施設を利用している児童は、全体の7割程度となっており、増加傾向にございます。

次に、の施設ごとの利用児童数の推移についてであります。

増加傾向にあります施設の利用児童数の内訳を見ますと、幼稚園、保育所及び認定こども園

の認可外保育施設部分のいずれも増加している状況にあり、特に保育所の伸びが全増加数の6割を占めております。

次に、2ページをお開きください。

の保育サービスの利用状況につきまして、ゼロ歳から2歳までと、幼稚園の受け入れが始まります3歳から5歳までの児童について見ますと、コピーの関係で、若干数字がちょっと見にくうございますが、どちらも施設利用の割合が増加する反面、自宅保育等の割合が減少しております。

次に、の施設の状況につきましては、ここ5年間で見ますと、幼稚園、保育所はわずかに減少し、認定こども園は増加しております。

なお、保育所の施設数と定員数との関係を見るために、定員数を折れ線グラフで示しておりますが、増加傾向となっていることから、保育所は利用者の増加に対応するため、定員増の見直しを行っていることがうかがえるところであります。

なお、参考資料といたしまして、市町村ごとのデータを3ページと4ページにつけております。3ページには児童数を、4ページのほうには施設の数の一覧表をつけておりますので、ごらんいただければと存じます。

次に、5ページをお開きください。

(2)の小学校就学前教育についてであります。

まず、1の概要であります。小学校就学前の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでありますので、県では昨年8月に、どこにいても質の高い教育・保育が受けられるようにするために「小学校就学前教育の充実のためのアクションプログラム」を策定し、未来みやざき子育て県民運動とも連動した、総合的

な展開を図っているところがございます。

このアクションプログラムの概要を2で記載しております。

まず、(1)の目指す姿といたしまして、子供については、「夢いっぱい笑顔きらきら元気な子ども」とし、先生、家庭につきましても、ごらんのキャッチフレーズで理想とする姿を示しております。

(2)の期間は、県の総合計画に合わせて、平成27年3月までとなっております。

次に、(3)の内容であります。このプログラムは大きく3つの柱から構成されております。

1つ目が、遊びや生活を通した教育・保育の内容の充実支援プログラムでありまして、遊びや生活を通して生きる力の基礎を着実に身につけてもらうために、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく豊かな教育・保育活動の推進を図るとともに、発達障がいなど特別な配慮の必要な子供が早期から適切な支援を受けられるようにすることなどに取り組むこととしております。

2つ目は、教員・保育士等の資質及び専門性の向上支援プログラムでありまして、教員・保育士のより一層の資質向上を図るため、研修内容や体制の充実、市町村等が実施する研修の支援などを行うこととしております。

3つ目が、地域の子育て家庭への支援体制の充実支援プログラムでありまして、幼稚園等が地域の子育て支援拠点として役割を果たすために、市町村や関係機関と連携を図りながら子育て支援機能の充実に努めることとしております。

次に、6ページをお願いいたします。

(3)の就学前教育の研修事業等についてでございます。

ただいま御説明しましたアクションプログラムにも重要な柱として位置づけておりますが、子供たちの教育・保育に直接かかわる教員、あるいは保育士の資質や専門性の向上を図ることは、就学前教育の充実に直結いたしますことから、これらの保育者を対象とした各種研修や幼保小の円滑な連携・接続のための研究支援事業を実施しているところがございます。

まず、1の基本研修でございます。

この基本研修は、保育者にそのキャリアに応じて必要とされる知識や技能を身につけさせるために実施しているものでございます。

まず、(1)の幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修は、新規に採用された保育者を対象としまして、保育実践やリスクマネジメントなどの基礎的な知識や技能を身につけさせるとともに、保育者としての使命感を養うことを目的として実施している研修でございます。

次に、(2)の幼稚園・保育所・認定こども園等10年経験者研修として、中堅の保育者を対象にリーダー性、あるいは専門性の向上を目的とした研修を実施しております。

続きまして、2の課題別研修でございますが、この研修は、教育的な課題や保護者のニーズに対応するために実施しているものでございます。

まず、(1)の障がい児施設保育体験研修でございますが、これは障がいのある児童が通われている施設での体験研修を通して、特別な配慮の必要な子供に対する支援についての知識や技能の習得を図るための研修でございます。

次に、7ページのほうをごらんいただきまして、(2)のペアレントトレーナー養成講座でございます。

この研修は、身近な子育ての専門機関であります幼稚園等が地域の子育て支援の拠点としま

して役割を果たすことができるようにするため、保育者を対象に、子育てに悩みを抱えた住民からの相談等に適切に対応できるようにするための手法などの必要な知識を習得してもらう研修でございます。

次に、（３）の認定こども園施設従事者等研修は、最近増加している認定こども園における保育の質の向上を図るために、認定こども園内にあります認可外保育施設に勤務しておられる保育者を対象に、認可保育所での体験実習を通して、専門的な知識・技能を習得してもらう研修でございます。

最後に、３の「幼保小連携・接続推進事業」でございます。

この事業は、幼稚園等から小学校への移行が円滑に行われるようにするため、モデル地域を指定し、地区内の施設を利用して調査・研究や実践活動を行うものでございます。

平成24年度から２カ年にわたりましてえびの市の幼稚園、保育所、小学校をモデル校に指定いたしまして、小学校入学後に集団生活に適用できないという問題の解消や子供の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容の充実を図るための研究・実践に対しまして講師派遣などの支援を行っているところでございます。

次に、８ページをお開きください。

（４）の保育士確保の状況についてでございます。

まず、１の保育士の状況を御説明いたしますと、本県において保育士の知事登録をしている人数は、平成23年度末で１万3,325人となっておりますが、このうち約３割の4,161人が県内の保育所に常勤として勤務しておられる状況となっております。

次に、本年度の新規事業であります、２の

「保育士確保緊急対策事業」についてでございます。

これは、現在、保育士の資格を有しながら、保育士として就労されていない、いわゆる潜在保育士の掘り起こしを行うなどの人材確保対策を講じることによりまして、保育士の安定的な確保を図る事業でございます。

事業内容としまして、まず の潜在保育士の意向把握調査がありますが、潜在保育士の就労意欲や就労する際の条件等の把握を行いますとともに、就労希望者については、県社会福祉協議会内にごさいます宮崎県福祉人材センターへの登録を推進することとしております。

また、 の潜在保育士就業支援研修会につきましては、就労希望のある潜在保育士を対象に、最近の動向や現場の状況を把握してもらうとともに、実践力を身につけていただくための研修会や相談会を実施することとしております。

さらに、 では、県内に４つあります保育士養成機関との情報交換会を行ったり、 の中学生や高校生を対象にした「一日保育士体験事業」を実施することとしております。

（２）の事業費でございますが、294万5,000円でありまして、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することとしております。

こども政策課の説明は以上であります。

村上こども家庭課長 こども家庭課からは、本県の児童虐待の現状について御説明いたします。

「委員会資料」の９ページをごらんください。

１の児童虐待の相談対応件数の推移等であります。

（１）の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、本県、全国ともに増加傾向にあります。

平成24年度における本県児童相談所の相談対応件数は443件であり、過去最多であった22年度の451件に次ぐ件数で、対前年度比108%となっております。

（2）の相談種別ですが、最も多いのは、身体的虐待で36.3%、次に多いのが養育放棄等のネグレクトで34.1%となっております。

（3）の被虐待児童の年齢構成ですが、ゼロ歳から3歳未満までが16.0%、3歳から学齢前までが25.1%と、学齢前の児童が全体の41.1%を占めており、最も多くなっております。

（4）の通告経路ですが、近隣・知人からの通告が最も多く24.4%で、次に多いのが学校等からの通告で16.5%であります。

（5）の主たる虐待者ですが、実母が最も多く63.0%で、次に多い実父も含めると、実父母が全体の85.6%であります。

また、参考といたしまして、県内市町村における児童虐待に関する相談対応件数を表にしておりますが、全国と本県の推移同様、増加傾向にあります。

10ページをお開きください。

2の児童虐待防止の取組についてであります。

まず、（1）の県の取組といたしましては、の発生予防に係る啓発では、講演会の開催やテレビCMの放映、保育所等を対象とした研修会の開催や「子ども・ほほえみダイヤル」による相談対応など、虐待防止の広報啓発や早期発見のための取組みを行っております。

の市町村・関係機関との連携では、全市町村に設置されています「要保護児童対策地域協議会」に対しまして技術的、専門的な支援を行うほか、関係職員向けの研修を実施するなど、市町村や関係機関との連携強化に努めております。

の児童相談所機能の充実では、平成23年度に相談担当を2担当制にするとともに、今年度は中央児童相談所に処遇指導担当を新設し、都城・延岡児童相談所にも児童福祉司を増員するなど、体制強化を図ったところであります。

また、職員を各種研修に参加させることで、専門性の向上を図るとともに、非常勤職員として、通告のあった児童の安全確認を職員と一緒に児童虐待通告対応協力員などを配置しております。

次に、（2）の市町村の取組といたしまして、の要保護児童対策地域協議会の運営では、各市町村が中心となって地域における関係機関との連携強化を図り、児童虐待に関する情報交換や虐待防止対策の推進に取り組んでおります。

次に、の発生予防・早期発見に向けた子育て支援施策の活用では、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、養育支援が必要な家庭に対して訪問、指導、助言を行う「養育支援訪問事業」、児童を一時的に預かる「子育て短期支援事業」、要保護児童対策地域協議会と連携強化を図る「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」などに取り組むことで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を実現するものであります。

参考としまして、一番最後に児童虐待対応の流れを図にあらわしております。以前の通告機関は、児童相談所または県の福祉事務所とされていましたが、平成16年の児童福祉法の改正によりまして、市町村、県の福祉事務所または児童相談所となり、通告機関に市町村が追加され、範囲が拡大しております。

また、地域の関係機関や児童相談所等から構成される「要保護児童対策地域協議会」が全市町村に設置されておまして、調整機関である

市町村を中心に子どもを守る地域ネットワークとして情報を共有し、相互の連携や役割分担、責任を明確化し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこととしております。

説明は以上でございます。

西村委員長 説明が終わりました。

御意見、御質疑等がありましたら、委員の皆様方からの発言をお願いいたします。

清山委員 この1ページ目、2ページにかけて、保育所、幼稚園利用者とか、いろいろ書いてるんですけども、例えば保育所施設利用者は2万9,600人までどんどんふえてきてて、2ページ目を見ると、保育所の定員も2万7,350人から2万7,800人にふえてます。

そして、定員よりも利用者が多いというのは、私も現地で何度か聞いたことがあるんですけども、こういう統計データからも定員をオーバーして、保育所のほうで受け入れざるを得ない状況になっているという理解ですかね。

長友こども政策課長 委員おっしゃるように、待機児童とか、そういう方がいらっしゃるといけないものですから、保育所では定員というものがあるんですけど、それをちょっと弾力的に解釈しまして、定員オーバーして受け入れている状況でございます。

ただし、国からの指導で、120%以上というのが2年連続になると、定員見直しをしないといけないというような感じで指導をしているところでございます。

清山委員 8ページの保育士確保の状況についてというところは、常勤の保育士の数が4,165人から4,161人で、ずっと横ばいです。常勤の保育士の数だけで考えると、平成21年から保育所利用者数というのは2,000人伸びてても、常勤の保育士の数は変わらないということで、常勤の

方々一人一人の負担はかなりふえているという理解でいいですかね。

長友こども政策課長 基準では、例えばゼロ歳児の場合、3人に保育士が1人とか、あるいは1、2歳は6対1とか、基準がございまして、その中で対応してまいりますので、その負担が急にふえたとか、そういうのではないと思っております。

ただし、ちょっと園児の数がふえておりますので、その分ちょっとふえたのかなと、22年に比べますと、23年はふえているとか、そのあたりで園児に対応した保育士の数、実態に合った数になっているのではないかと考えているところでございます。

清山委員 でも、20年と比較すると、ずっと変わらないんです。21、22で逆に落ち込んでるのが不思議なぐらいで、21から22で保育所利用者の児童、子供の数というのはふえ続けているのに、何でここで常勤保育士さんが減ってきてるのかとか、ちょっと数字が合わないの。1人当たりの負担というか、人員の基準を必ずかつちり満たし続けているのであれば、施設利用者の子供の数に合わせて、保育士の数もふえてるはずじゃないかなと思うんですけども。

長友こども政策課長 委員おっしゃるとおりでございますが、常勤だけじゃなくて、非常勤の方もいらっしゃったりとか、あるいは臨時でパート的に対応したりとか、そういう実態もございまして、そういう方たちを活用して園の運営を回しているとか、そういう形になってるかと思えます。

清山委員 非常勤とかで対応されてるのかなと、何か想像するんですけど。済みません、最後の質問ですけども、自宅保育の子供の数というのが意外に多いんだなと思ったんですけど

ども、ほぼみんな施設に行くものだと思っ
てたもので、今25年度でも10.7%、自宅保育の
3歳から5歳児で言うと、数がおりますけれ
ども、こういう子供たちというのは、例えばこの
5ページに書いてあるような定められたアク
ションプログラム、感性を育む体験活動の推進
とか豊かな教育・保育活動の推進とか、こうい
ったものも対象外になってくるわけですね。こ
ういう自宅保育の子供たちというのは、その後、
教育やら、学力やら、感性やら、そうした面
でどうその後を立てていくのかとか、何か御存
じのことがあればちょっと教えていただきたい
んですけれども、ちょっと気になるもので。

長友こども政策課長 通常は小学校に上がる
前に、急に上がると、トラブル等が発生する
ということで、1年保育とかいう形で、幼稚園
を出したりとかするのもございますが、そこを
されない方が1割程度いらっしゃるというよう
な状況だと思っております。

先ほども申したんですけど、保育所とか、幼
稚園につきましては、その園に通ってこられる
人だけではなくて、周りの人が何か相談したり
とか一時預かりをしたりとかするときには対応
できるシステムになっておりますので、できま
したらそういうものを活用していただくと、小
学校にうまくつながっていくのではないかと思
います。

清山委員 ちょっと苦しい気がする。多分宮
崎市なんかでも、この保育所施設利用者がど
んどんふえてきてて、保育所もみんな定員は
いっぱいになって、一時預かりをお願いすると、
かなり嫌がられる状況があったりして、結構断
られたり、だからなかなかそういう弾力的な保
育所の利用も難しいと思うんですけども、ちょ
っとこの1割の自宅保育の子供たちというのが気

になったかと、ちょっと今回そう思ったところ
です。以上です。

西村委員長 答弁はいいですか。

清山委員 何かあれば、感想なり。

長友こども政策課長 保育所は、先ほど委員
がおっしゃられたように、満杯の状況の中で、
なかなか対応できないとかいうのがございま
す。幼稚園のほうはちょっと余裕がございま
すものですから、そういったものとか、ある
いは先ほど申さなかったんですけど、子育て
支援センターとかつどいの広場とかいうのも
ございまして、そういうものから、そういった
ところで保育の補充とか、小学校につながる
ような集団的な付加価値を与えるような作
業等をしていけたらと考えているところで
ございます。

清山委員 ありがとうございます。

二見委員 今のにちょっと関連して、これ
は3歳から5歳までで、家庭にいるという
統計じゃないですか。逆に小学校に上がる
までにそういった保育所なり幼稚園なりを
経験しないで上がるという数は、どれくら
いいるのかというのは把握していらっし
やるんですか。

これは自宅で親が見ていらっしやるとい
う子どもが、3歳から5歳の間でそうい
う方がいるということですが、幼稚園なら
3歳で年少ですが、年中から入ったり、年
長から入ったりする子供さんもいたりする
わけじゃないですか。

だから、そういったところに1回もこう、
いわゆる集団生活を経験することもなく小
学校に上がるという子どもがどれくらい
いるのかというのは、そういったものは
調査してないんじゃないかな。

長友こども政策課長 はい、ちょっと
しておりません。申しわけありません。

二見委員　じゃ例えば、要するに小学校に入ったときに環境になじまないというような子供たちがいる中で、その子供たちは、いわゆる幼稚園を経験して上がってきた子だったのか、それともそういったところを経験しないで、そういう状況になってしまったのか、その辺は調べてはもらっちゃるんですか。

長友こども政策課長　申しわけありません。そこも調べておりません。

二見委員　今後そういったところを調べる必要性というのは、どのようにお考えでいらっしゃるんですかね。要するに、小学校に上がって、集団生活になじまないというようなことが問題であるという認識はあるのに、そこに対する、いわゆる調査というのがちょっと足りないんじゃないかなという気がしたものだから、僕は今お伺いしてるんですけれども。

佐藤福祉保健部長　私の古い記憶で自分がどうしたかなと、今御質問の中で思ってたんですけど、小学校に入る前にたしか1年だけ親がまちの保育所に出したと思います。親によっては、別に保育所とか、幼稚園に出さなくても、自分の親としての能力で、この子供はきちんと小学校で就学できるんだという方もいらっしゃれば、3歳から幼稚園に出す人もおられる、共稼ぎであれば、ゼロ歳から出す人もおられる、いろんな方がいらっしゃると思います。そこをどう行政として当たっていくかというのはなかなか難しいものがあるのかなと思っておりませんが、いずれにしても、こういった把握の仕方があるのかも含めて、今後ちょっと考えてみたいなと思います。

西村委員長　ほかに。

押川委員　今の関連でいいですか。

西村委員長　はい、関連で。

押川委員　2ページにありましたとおり、1割程度が保育サービスに頼ってないという中で、9ページの被虐待児童の年齢構成の中で、ゼロ、3歳から就学前後が一番足すと多いということなんですよね。このあたりの子供さん方の虐待は、どのような状況かは調べてもらっちゃるんですか。

村上こども家庭課長　これは相談件数でありまして、この間の年齢の子供さんに関する虐待の相談が、親も含めてなんですけれども、一番多いということになっておりまして、どういう虐待を受けてるかというのは身体的虐待から、ネグレクトから、精神的、心理的虐待から性的虐待まで。宮崎の場合は、24年度は身体的虐待が一番多いんですけれども、昨年度まではずっと宮崎の場合の特徴としましてネグレクトが一番多いという現状はございました。あと死亡する事例は、全国的にゼロ歳から1カ月で20%ぐらいあるということで、乳児期が多いというような統計は出ております。

押川委員　だから、相談件数だから、相談がなければわからないという状況ですよね。でも、虐待を調べていく中で、行政あるいは幼稚園、保育園あたりからの聞き取りもあると思うんです。このあたりは、虐待を調べるときのやり方としてはどのような方法で調査されるのか、あるいは数字としてはどこを見ればそういうのが出てくるのかというのは、この資料ではわからないということですか。

村上こども家庭課長　はい、おっしゃるとおり、行政側から積極的な調査というのは行っておりませんで、あくまでも相談通告で対応した件数ということで、受け身ではあるんですけれども、保育所の先生方や幼稚園の先生方を対象に研修を行いまして、法律上、皆さんには通告

義務があるんですということのお知らせと、あと通告先の窓口等、あと子供を見るときの見方、そういったものを研修させていただいております。

押川委員　そこもやっぱりしっかり行政としては、調査をかける必要というのが出てくると思います。それと、びっくりしたものが、両親というのが一番多いわけですね。これもこの数字を見てびっくりしたんですけれども、なおさら保育園、幼稚園に出さない子供さん方は、もし家庭内虐待が起こっておれば、それはわからないわけでしょう。だから、そこらあたりのチェックをしっかりとやりやっていくというのが大事だなというふうに思いましたので、そのこともあわせてお願いをしておきたいと思いません。

それと、我々が小っちゃいころに身体検査というものが必ず一月に1回くらい幼稚園、あるいは学校でもあったんです。なぜかという、そういうことで、子供の身体検査をすることによって、何か見た人たちがおかしいよねということで、そういった身体的なものは見つかると思うんです。さっき言われたように、ほかの心理的なものが、ネグレクトがあっておればそれはわからないにしても、身体的なものはそういうものからしていく、そうすることによって、こういったものにも何といいますか、予防ができる、そういった仕組みあたりをしっかりとやられたほうがいいのかという気がしたんですけど、何かあればお願いいたします。

村上こども家庭課長　おっしゃるとおり、今母子保健の分野と医療機関と色々な機会を捉まえて、身体的なチェックをかけられるようにして通告のネットワークをつくるということが一つと、あと先ほどおっしゃいました就学

前の健診とかに来ない子供さん、あるいは1カ月健診、1カ月半健診と、決められてる健診があるんですけれども、そういうのに来ないお子さんは、こういう虐待の疑いがあるという目で見ると母子保健の分野、医療機関の分野、そういう分野が連携して早期に発見できるような体制を今市町村を中心につくっていかうとはしております。

押川委員　最後にしますけども、かわいそうですね。弱者という考え方をすると、赤ちゃん、幼児というのは思っても、なかなか親にも、あるいはそういういじめられる人とかにしてもなかなか言えない、発しないというものがあるわけですが、そこはしっかり行政側が関連の中で、そういう子供たちをしっかりと守っていくという宮崎県の子育てをする、そういったものに結びつけてもらえれば、対策、方策というものを考えてほしいなというふうに思います。要望いたします。

佐藤福祉保健部長　資料の10ページにいろいろな虐待の発生予防とか、早期発見に向けた支援施策ということで、乳児家庭に全戸訪問する事業とかありまして、市町村によってまだ保健師さんのマンパワーが足りずに全部行けてないところもあるんですけれど、これをまずやるのが基本かなと思ってます。これをすることによって、その家庭がちゃんと子育てをされてるのかそうでないのかというところをやらないといけないうのかなと思います。委員のおっしゃる子供がかわいそうだというのは、もちろん私も思いますが、いろいろな場面がありまして、児童相談所、あるいは保健所の保健師もですけど、来んでいいという親もいらっしゃるわけですね。そこに来んでいいと言われて、いや、あんなところは虐待しちよるかもしれんから入るわと、

無理に入れられないという実情もありますので、いろんなあの手この手を使いながら、例えば民生委員さんを経由してとか、地域の方にちょっと訪ねてもらって、その後からついていくとか、いろんな工夫もしながらやってるんですけど、ある意味行政の限界というのはあるのかなと、つくづく逆にそれは悩みでもあるんですけども、思っております。もちろん、おっしゃることは十分わかりますので。

押川委員 はい、わかりました。今のことに對して、行政の皆さん方が関連の方々と連携をすることによって、例えば友達がいる、親戚がいらっしゃるといふこともある。どうも全戸訪問事業で家庭に行っても会ってくれない、あるいは健診にも出てこない、どういう状況かねということをしかりやっていただきたいということがお願いでありますので、よろしく願いいたします。事業はわかりました。

井本委員 関連して、この自宅保育をしているほうが児童虐待の可能性が高いのかどうか、そういうことは調べてないのか。

村上こども家庭課長 そういう統計が出ていないんですけども、いろんな学説みたいのがございまして、ひとり親の母親だけのところが多いという傾向があるという説もありますし、ただ、はっきりと数字としてあらわれてるのはございません。

井本委員 統計がない、それともしてない。

村上こども家庭課長 そういう統計がございません。

井本委員 ない。

村上こども家庭課長 はい。

井本委員 わかりました。

渡辺委員 関連して、さっきから一つ気になってるんですが、二見委員がおっしゃったところ

とも関係しますが、自宅保育のお子さんの割合が10%前後といいますが、あるところを、数値がないというなら数値がないでわかるんですけど、僕も幼稚園に子供が行ってますが、感覚的に幼稚園だと、年少のクラスは児童数といふか、子供の数が、クラスの定員も少なく、年中からクラスも多かったりとか、人数も多かったりといふふうに3から5の間のお子さんでも、幼稚園に2年しか行かない、1年しか行かないといふことで、数が膨らんでるのか。それとも本当に小学校に、小学校の児童の親でもありませんが、PTAでも10人に1人が保育園や幼稚園を全く行かずに小学校に来てるといふ感覚は、肌感覚ではないと思うんですが、10%ぐらいの数字といふのが本当に何も通らずに小学校に来てるといふか、そういう年少は行ってない子供が多いから、数として10.何%とかといふ数字になるのか。そこは数字はないといふことでしたけれども、実際の感覚で言ったときに、先ほどから質問が出てくるような小学校に行くまでに何も通らずに学校に入っていらっしゃるお子さんたちといふのはどのぐらいなのかといふのは、感覚的にでも何かわかるものはないんでしょうか、どんなでしょうか。

長友こども政策課長 感覚的な感じになるんですが、子供を例えば幼稚園に出しますと、3年保育とか、2年保育とか、1年保育とかいふ形でお出しになるといふんですけど、3年保育という場合は必ず3、4、5というようないふ形で出す、あるいは2年保育は4、5、1年保育は5というようないふ形で、必ず1回出したら、ずっとそこで小学校につないでいくといふ形が多うございまして、恐らく10.7といふのはそういった保育所とか幼稚園とかを余り経験されていらっしゃらない方たちが多いのかなと

いう気はいたします。

渡辺委員 10.7には、要するに例えば2年保育のつもりだから、3歳のときは行かせてないというお子さんは結局ワン、1人、要するにカウントされるわけですね。自宅保育ということになるということですよ。そういうことですよ。

長友こども政策課長 はい、委員がおっしゃるとおりでございます。

渡辺委員 実際には何も経験せずに、小学校入学を迎えてるお子さんというのは、この10.7よりは数字的には、要するに10人に1人という割合にはならないというふうに理解をしていいということですよ。

長友こども政策課長 はい、委員おっしゃるように、そのような感じになります。

太田委員 だんだんわかってきましたが、私の場合は昔ですから、田舎でしたから、保育所も幼稚園もないものだから、いきなり小学校に行ったんです。そして、多少、昔はそうでしたよね。友達とか、上級生、下級生の流れがあったから、地域でごっちゃまぜに、みんなからこづかれて育ったから、幼稚園、保育所やら行く必要はなかった時代だったんだろうなと思うんですけれどね。そういう時代の違いがあるからですが、今、渡辺委員が言われたところ辺でも、ちょっと10%よりは少な目にはなるんだろうなというイメージは出てきましたけれど、障がいを持ってる子供さんなども、障がいの施設に行っていればどこかでフォローされてるんでしょうけれど、お母さん、お父さんが自宅で見ているとか。生活保護を受けてるお母さんは働く必要が、いわゆる障がいがあってお母さんは働けない、だから子供は一応うちで見えていますよとか、いろんな事情もあるかもしれませんね。

だから、パーセントとしては少な目になるんでしょうけれど、家庭のそういった特殊な事情もあったりとかというのをちょっとふと思いました。

それで、全然5歳までこういう集団生活をしていない人に問題があるかどうかということについては、なかなか断定はできないと思いますが、私は、その調査方法としては教育委員会のほうで小学校1年生になった新1年生にアンケートをとって、おたくのお子さんは保育所なりの施設に通ったことがありますかということを知れば瞬時にわかるんじゃないかなと思ったりして、だから教育委員会のほうで調べてもらって、それはすぐ出る、アンケートみたいにですね。

そして、先生から見た場合に施設に通った経験のある子といきなり来た子の何らかの教育上の難しさがあるかどうかとか、そんな差別的に見ちゃいけません、何らかの問題があるかどうか、お父さんやお母さんから見た場合のまた違いが、悩みとして持っておられるかどうかというのは、何かあのあたりで聞けるんじゃないかなと思ったんですけど、どうでしょうかね。

長友こども政策課長 委員がおっしゃいますように、小学校に入った時点で状況がわかると思いますので、教育委員会と連携をとりながら、その状況とか、子供の幼稚園とか保育園に行かれている状況とか、あるいはその後のそのお子さんがどういった性格とか、そういうのになってるかとか、そういうのも含めて、連携をとりながらちょっと調べさせてもらいたいと思います。

太田委員 何らかの集団生活をしていない子がたくましくあるのか、たくましくないのかというのも、私たち断定できないものだから、た

だ、興味としては、今後の教育上、物すごくあるんです。

だから、意外とたくましい人が昔は多かったのかなという感じ、ひ弱になってきた、集団生活ができないというか、人との関係を捉えることができない子供が多くなったとか、何かそういう分析ができるかもしれませんね。はい、わかりました。ひとつよろしくお願いします。

井本委員 ちょっとお聞きしますが、「保育士確保の状況」のところに保育士の登録数というのはずっとふえてます。

ところが、実際の働いている人は、少しはふえてるんだけど、こんなものなのか、それとも保育士が少ないというのは何か理由があるのかなと、何だろうかと。

長友こども政策課長 登録者が1万3,000人いらっしゃるって、実際に現場には4,000ちょっとというようなことで、9,000人とかが潜在という形になっている状況でございますが、実際、養成機関を卒業されて、すぐ現場に、幼稚園とか保育所に張りつかれる人もいらっしゃるんですけど、一般の会社とか、その時点で行かれる方もいらっしゃいます。例えば、25年、ことしの3月の卒業生を見ますと、実際資格を取られた方が4施設で270名いらっしゃるんですが、一般企業等に行かれた方が3割程度いらっしゃるという状況の中で、保育が好きということで入学されたんでしょうけれど、なかなか就職の現場としては7割程度しか選ばれてない状況がありますので、そういった中で、今度新しい事業で就労意欲とか、あるいは労働条件とかを調べることでございますが、そういった中で、何らかの形が出てくればいいのかと思ってるところでございます。

橋本こども政策局長 これは先日の話なんで

すけれども、保育所、幼稚園を運営されていらっしゃる経営者の方々から伺ったお話なんですけど、そもそも保育士の資格が就職をするのに非常に有利だということで、保育士の資格を取るために勉強されてる方が多いのではないかとということで、最初から保育士を目指すというよりは、保育士の資格を取りたいという方が多いということもあるということをお聞きしております。

井本委員 いずれにしても、要するに一般の事務職か何かのほうが彼らにとってはよくあるという話ですわな。それはどうしてでしょうか、保育士よりも普通の仕事のほうが魅力があると。

長友こども政策課長 例えば、聞きますと、保育所ですと、開所時間が11時間で、実際保育されるのは8時間というようなことで、開所11時間の場合に朝出、遅出とかいうのがあったりして、そこ辺がちょっときついとかおっしゃることも聞いたことがございます。

井本委員 そうですね。私は、2年間それこそ今まで厚生常任委員会におったから、こんな話をしょっちゅうしてきたんだけど、この保育士の仕事は3Kの一つだと言われてますよ。だから、なかなかこれに行きたがらないという人が私は多いんじゃないかという気がするんです。

だから、だったらもうちょっと給料でも出したらどうかという気がするんですけどね。聞いた話では保育園も幼稚園も一緒に、どちらも経営している人がいるんです。保育園のほうは、それこそ上からじゃぶじゃぶと入ってくると、ところが、幼稚園のほうはそれほどでもないという話を聞いたことがありますけど、保育園は措置費でしょう。上のほうから措置費として保育園はお金がそのまま入ってきますね。

長友こども政策課長 運営費という形で。

井本委員　そういう形で措置されるわけですよね。

長友こども政策課長　はい。

井本委員　だから、それを今度は給料を出すときには、需要、供給のバランスでお金を出すわけですよ。その辺は、私はおかしいという気がするんですよ。上からは措置費でありながら、下に出すときには需要、供給、要するに労働力がマネー。確かに労働力が余ってる状況ですから、これそれは買い手市場です。幾らでも安くしても、こんなに人がおれば来るという状況ですから、私はこの辺のそもそも政策が、上から来るお金は決まってる。それが下のほうは、需要、供給で決まるというのは、そもそもおかしいような気がするんですけど、どうですかね。

長友こども政策課長　今委員がおっしゃいました給与関係でございますが、今回の議会に処遇改善の補正予算をお願いしてるところでございます。国の試算で申しますと、大体1人当たり8,000円くらい出せるような形で予算措置をお願いしてるところでございます。

それと、今おっしゃられた国のほうから決まって、実際は現場では需給の関係ということでございますが、園のほうも今は施設整備をするときに「保育所緊急整備事業」というのがございまして、別枠でハード事業とかできるようになっております。

ただ、新しい制度の中では、今度は実際国から来た金をある程度ちょっとためておいて、施設整備に充てるというような形で、特別にハードものの補助金がなくなるというような話も聞いておりますので、例えば国から運営費としてもらった金を全部が保育士とか、勤めていらっしゃる方に給与として出すと、その後の運営上

が支障が出てくるというような形になるようでございますので、園のほうもそこらあたりを考えているのではないかと考えておるところでございます。

井本委員　わかりました。それ以上言ってもしょうがないでしょう。

それと、次の2ページ3行目です。「特に0～2歳児においては、保育所の利用割合がここ5年間で4.8ポイント増加している。」というふうに書いてあります。ある人の説によると、これ例えがいいのかどうかかわからないけれど、人間を木に例えると、こういうゼロ歳とか2、3歳児までは、人間、木の根っこみたいなものだと、根っこというのは一番大切なときなんだと、だからここにこそ、それこそ教育に力を入れるべきだという人がおるみたいですけれども、そういう観点からすると、本当にゼロ、2、3歳児で、保育園で大丈夫なのかなという気もするんですけど、そしてまたある人なんかには言わせると、地元で、手元で親が2歳ぐらい、3歳まではできたら自分ところで育てたほうがいいんじゃないかという人もおるみたいで、木本さんも、延岡で保育所やってる人たちも先生も言っているんですけど、やっぱり小さいゼロ、2歳ぐらいまでは親が育てるのが本当はいいんじゃないんでしょうかというようなことをしょっちゅう言ってますけれどね。その辺からすると、どうなんでしょうか、このふえぐあいというのはちょっと心配な感じもするんですけど。

長友こども政策課長　委員がおっしゃるように、小っちゃいころは保護者というか、お母さんとかお父さんのもとで、しっかりだっこされながら育つというのが重要だということが言われているところでございますが、制度的にも第一義的には保護者、お父さん、お母さんとか、

保護者のほうが面倒を見るということが第一義になっているところがございますので、このようなゼロ、2歳で保育所に預ける数がふえるというのがどうなのかというのはあるんですが、実際は共働きしないと、なかなか収入が得られないとか、そういった状況もございまして、そういった中で、自分のところで見なさいというのちょっと言えない状況の中で、難しいところがございますが、なるだけ保育に際してはちゃんとだっこしてくださいとか、そういったものを広めたいと考えております。

佐藤福祉保健部長 ちょっと補足しますが、今経済的な理由とかで、お母さんが仕事に出ないと、なかなか生活が苦しいということもあると思いますし。ただ、先ほどちょっと保育所だったら大丈夫かみたいな御質問ありましたが、少子化が進む中で、保育所、幼稚園、あるいは認定こども園のある意味競争が始まっていると思っております。そういう中で、保育所もうかうかしていると、幼稚園に子供をとられるとかいうことも、実際そういう動きがあつてますので、保育所も自分たちで教育の環境をより充実する方向に行っているというふうに思っております。

井本委員 その大前提の親が教育したほうがいいのか、それとも預けたほうがいいのかというのはちょっと私もわからない。恐らく親が2歳ぐらいまでは地元で、肌身離さず育てたほうがいいんじゃないのかなという気がするんだけど、結局、仕事、金がないものだから、外に働きにいかなくやいかんということであるというふうになっているわけですね。どうも聞いたところによると、ゼロ歳児ぐらいの保育に出すお金が、国から来るお金が17万ぐらい出てるということを聞きますよね。それは間違いないですか。

長友こども政策課長 はい、委員おっしゃるように、大体17万ぐらいというのを聞いております。

井本委員 だから、17万円を何で、その親のほうにあげたら働かんで済むんじゃないのかと、私は単純に思うんだけど、その辺は無理なものなんですか。

長友こども政策課長 要するに、その17万が子供の保育教育にとってどう有効活用されるかということだと思んですけど、もらわれた親御さんたちが教育のほうに使われなかったということも聞いたりするところがございます。今度、新しい制度が27年から動くということでございますが、その制度につきましては施設型給付というような形で、保護者に対してサービスを提供すると、そのために給付を行うんだというような位置づけがございまして、現金であるとともに、保育サービスもひつついたような形でやられますので、完全に子供にサービスが届くということで、改善がなされると聞いております。

井本委員 このぐらいで結構です。

西村委員長 ほかに。

前屋敷委員 今の話は、いろいろ論議があるところだと思えます。経済的な問題だけでなく、社会的な環境も整わないと、女性も男性も子供を育てながら働き続けることができないという状況がありますので、その辺はやはりしっかり充実をさせていくことが、経済的な問題だけでなく、必要かというふうに思います。

ちょっと資料をいただいでる中で御説明いただきたいんですが、この6ページの「基本研修」という部分の(1)のところ、新たに採用された保育者を対象に研修をするということに

なってますが、この保育者というのは、要するに資格を持っていらっしゃる方も含めて、保育士としての資格を持っていらっしゃる方が対象なのか、資格がなくて、保育の労働につくという方を対象にしているのか、一定学校に行ったりして資格を持っていれば、それなりのものは身につけて職場に行かれてるんじゃないかなという気はするんですけど、その辺はどうなんですか。

長友こども政策課長 この新規採用研修の対象になりますのは、幼稚園とか保育所で、実際保育教育に当たられる方ということで、当然資格を持たれた方を想定しております。この研修を設けましたのは、実際養成機関等で実習とかはするんですけど、なかなか本当のところ、非常に厳しいところまで経験されない中で、すぐ責任を持ってクラスを任せたりとかすると、パニック状態になったりとか、あるいはどうやっていいかわからないというパニック状態になったりとか、おろそかになったりとかするというのがございまして、そこらあたりをびしゃっとさせるためにこの研修が組まれているところでございます。

この研修につきましては、園外、要するに県が行いますので10日間、あるいは園内で10日間というようなことで、みっちりシステムチックに体系づけて教えていくということで、参加された方が24年度で45園で63人いらっしゃるんですけど、内容としてよかったという評価と、あるいは集われて、ほかの園の方といろいろ情報交換をして、自分のところのいいところとか悪いところとか、振り返られたりされるのも非常に助かったというようなお話も聞いていますところでございます。以上でございます。

前屋敷委員 こういう研修そのものを否定す

るものではなくて、大いに進めていくべき内容だと思うんですけど、新しく採用された方が、その園の先輩の保育士の皆さんと一緒に子供を育てていくという体験も通しながら、これまでは役割を果たしてきたんじゃないかと思うんです。そういった意味では、その園での保育士の皆さん方の待遇といたしますか、極めて人数が少ない中で、責任ある部署が新任の先生に与えられるとか、そういうことであれば、本当に追い込まれていく先生方も出てくるんじゃないかということは十分予想できるんです。

ですから、その辺では保育士の方々の給与も含めての処遇のあり方、実態はどうなのかというのもやっぱりきっちりつかんでいただいて、本当にその方が持てる能力が十分に発揮できるような、そういう中で、さらに研修を積むということであれば、大いに充実はさせていただきたいなというふうに思っています。

働く条件の点で、これは確かなデータでも何でもないんですけども、いろいろ話を聞くと、独身の先生が結婚をされると、規約にはないんだけど、必然的に退職をするみたいな慣例的なものがあつたりとかいうことで、長く働き続けられない、そういう実態はないのか、新たな掘り起こしをということで、資格を持ってる方は大いに現場で子供たちにかかわってほしいということを一方でしながら、そういう方々の職がなくなっていくということは、私も実態をしっかりとつかんでいるわけではないんですけど、そういう話も聞いたりするので、その辺の実態とかをしっかりとつかんでいただきたいなというふうに思うんですけども、どうですかね。

長友こども政策課長 私も実際産休とか、育休に入られると、現場が任せられないということで、何かそういういづらくなってやめられた

というような話も聞いたことがございます。

ただ、一番、子供をふやすというか、子供がたくさんふえていくという過程では、やはり育児休業とか、重要な制度でございまして、一番そういったものにかかわっておられる現場においては、そういった制度がスムーズに動くような形では、園とか、施設長さんをお願いしてまいるというような形で、すぐすぐにはできないかもしれませんが、何回も言いながら、その雰囲気づくりをしていきたいと考えております。

前屋敷委員 その育児休暇などは、直接保育園あたりは当事者でもあるんですけれど、保育園、幼稚園だけでなく、それは社会的にも課題としてあることだなというふうに思っているところなんですけど、ぜひその辺のところもしっかり把握していただきたいと思います。

それと、もう一ついいですか。

西村委員長 はい、どうぞ。

前屋敷委員 6ページの下のほうの「障がい児施設保育体験研修」、これも非常に大事なことだというふうに思うんですが、なかなか今発達障がいの子供さんを抱えていたりとか、なかなか親御さんも大変苦労するし、保育園自体もそういう経験がないと、なかなか受け入れたくても受け入れられないということがあって、この研修があるんだというふうに思うんですけれども、今現状として障がい児と言われる、そういう子供さんを受け入れている園といいですか、は把握していらっしゃいますか。

長友こども政策課長 私立幼稚園関係でございしますが、24年で発達障がいの対象者が55名いらっしゃる状況となっております。ほかには、例えば知的障がいとか、トータルでは、97名の方が対象となってるデータはございます。

前屋敷委員 園の数は、

長友こども政策課長 済みません。24年度、先ほどの97名の園は39園となっております。

前屋敷委員 要望としては、希望者で把握していらっしゃるのが、実際受け入れている数が97名ですね。ほかにもつかんでいらっしゃれば。

長友こども政策課長 補助事業で障がい児を預かると、職員をふやしたりとか、そういったことを対応されるものですから、補助対象としているところでございまして、その対象となってお子さんが97名ということでございます。これは幼稚園の補助金事業の関係でございます。

前屋敷委員 じゃまだ潜在的には、もっといらっしゃるというふうに把握しておられますか。

長友こども政策課長 潜在的には、もう少しいらっしゃるのではないかと考えております。

前屋敷委員 はい、いいです。

西村委員長 ほかに。

渡辺委員 児童虐待のところに関してなのですが、平成24年で宮崎県で443件、児童相談所の対応件数があったということですが、その後の流れは、次のページのフロー図でわかるんですが、実際この443件はどう対処されたのかというのがちょっと今回の御説明だとわからないので、家庭裁判所だったりとか養護施設に行ったりとか、443件はどんなふうに対応なさって、その結果どうなったというのをちょっと御説明いただければと。

村上こども家庭課長 その後の対応ということなんですけれども、助言指導が一番多くて267件、60.3%、継続指導が111件、25.1%、施設入所が51件で11.5%、あと里親委託は1件、その他が1件、0.2%で、途中ちょっと法律に基づいた児童福祉司が指導した場合が12件というのが、特殊なのがございしますが、上の継続指導や助言指導にも含まれるものではあるんですけれ

ども、ちょっと法律に基づいた指導ということで、特出しております。

この助言指導といいますのは、大体1回から3回程度助言や指示を与えて、一応指導が終わったといいますか、こういうふうにして下さいと、何回かやりとり、3回以内でやりとりしたものを助言指導という形で上げておまして、継続指導といいますのは、心理療法やカウンセリングが必要だということで、その後も数回以上、面接による、あるいは電話による指導を行っていくというのが継続指導ということで整理しております。

渡辺委員 数字として出すのは難しいかもしれませんが、過去にも児童虐待で、周りからの通報だったり等で児童相談所の扱いになったような親御さんというか、親御さんだけじゃ必ずしもないかもしれませんが、そういうケースというのはかなり散見されるというか、そういう繰り返しというか、去年もそうだったし、おとしもそうだったというような方もかなりあるというふうに考えたらいいのか、その辺何が実態がわかるのがありましたら御説明いただきたいと思います。

村上こども家庭課長 具体的な数はちょっと出ておりませんが、例えば中央児相の相談があった中身を見ますと、以前虐待で通報されている家庭なので、見守りが必要とかいう理由で上がってきてる家庭もありますので、そういうところは前年度繰り返しとかいうのがあるんですけれども、そういう継続指導として行われてるところもあります。

渡辺委員 済みません、最後にしますが、知識がないのであれなんですけど、助言指導であったり継続指導というケースは、まだ親御さんと、親御さんかわかりませんが、近くにいる方と子

供さんが一緒にまだ暮らしている状態なんだろうと思うんです。その後、施設にというのは離れてということだと思えますけれども、それは施設に行くという場合というのは経済的な事情とかいろいろあるかと思いますが、お子さんたちと一緒に置いておくことがなかなか厳しいという状況で判断したものが、そういう施設であったり里親ということになるというふうには一般的にはそう理解してよろしいのでしょうか。

村上こども家庭課長 児童相談所の児童福祉司が判断するんですけれども、おっしゃるとおり、養育が不可能といいますか、継続は難しいというような判断で、例えば一時保護をしまして、その間子供さんと親御さんのほうの両方をいろいろ調査をいたしまして、それでも家庭に戻すことが、帰宅が難しいとなった場合には、施設入所というふうには、やはり即断はできませんので、一定期間一時保護等をやりながら、両方を調査させていただいて結論を出すというような形で判断しているようです。

渡辺委員 ありがとうございます。

西村委員長 ほかに。

太田委員 虐待のことでありますが、私どもいろいろ相談に乗ることがあって、いろんな家庭に訪問して、生活の相談が主なんですけれども、相談中に子供さんがおったりすると、子供さんがじゃれつくとか、音を出したり何だりする。それを見ていたお母さんが、あっ、黙っちゃいけない、ほらとか言って、物すごく怒るようなお母さんたちが、お母さんというだけじゃないんですけれども、そういう体験することが多いんですけれども、すぐに怒るとか、だから、ああ、もう怒らんでいいんじゃないかと、逆にこっちが、いいよ、もっと優しくしてあげてというようなことを言ったりせざるを得ないくらい怒る

ような家庭というか、何かゆとりがないかなという気持ちになったり、もしくは大人が大人になり得てないような、子供の教育をどのようにするかとかいうことをほとんど考えたこともないような家庭もふえてきてるなという感じがするんです。

これをどうするか、なかなかだとは思いますが、でないと、そういう連鎖が、またその子供が大人になって同じことをするような連鎖することがどんどん広がっていくような気がするものですから、これは家庭教育みたいなところはどこも手がつけられないんです。恐らく学校でも、こういった「こども」という担当部局でも、そのところが何かどういうふうに優しい家庭のあり方といいますか、そうあってほしいがなという感じを私はつくづく思うんですけれど、どういうふうに優しい家庭をつくるかというか、子供が健やかにいい意味で鍛えられて、また育っていくというような、その辺はどう思われますか、難しいことですが。

西村委員長 どなたに聞きますか。

太田委員 どうでしょうか。いや、行き着く先はそういったところにあるんじゃないかなと思って、皆さん方も手が届かない、兎相で相談した人たちはわかると思うんです。あっ、ここに問題があるな、だからこれはこの子は施設に預からなくてはという、例えば先ほど言われたような判断が出てくるかと思うんですが、それまでに至るまでが問題なものだから、済みません。

佐藤福祉保健部長 今の御質問の前に、先ほど渡辺委員がおっしゃった、いわゆる累犯ですか。要するに繰り返す親というか、保護者といえますか、やはりそこは兎相もちゃんと目をつけているわけですが、そこをやはりもう

ちょっと分析をして、どう対応するのか、少なくとも繰り返すということは根本的な部分があるのかなというふうに思いますので、そこはもうちょっと力を入れたいと思っております。

太田委員のおっしゃった問題は、私もつくづく常に思ってるんです。

ただ、行政としてどうするのかと、正直親になったらいかんような親が親になって、子供を材料にしてお金もうけみたいなことをやってる話もちらっと聞いたりしますが。要は本当に子供のころからのしつけとか、そういうものが、基本はしつけられる家庭、親がいて、子供が育つんでしょけれど、それがまだ不十分な、けれど、連鎖とおっしゃいましたが、変な連鎖になってるのかなと思います。

ここは特効薬というのがないと思うんですけど、教育委員会と連携しながら、いろんな場面場面で対応するしか、今のところ私が思いつく範囲はそこしかありません。いろんな人にそのような話をしながら、いろんな人が気をつけて対応する、そういうことしかないのかなと、それこそきれいごとではないんですけれど、社会全体でそれこそ取り組まないと、ますますこういう問題がふえていくのかなというふうには思っております。済みません、答えになりませんが。

太田委員 その限界みたいなものがある中で、皆さん方が行政上のサービスをしていかなきゃいけないというつらさも、逆に私も感じるものだから。かゆいところに手が本当にやってもやっても届かないというか、そんな中でどうしたらいいのかということを実際にみんなが考えていかなきゃいけないという思いで言わせてもらいましたが、はい、よろしいです。わかりました。

井本委員 私も常々それは本当、自分もそうだけど、親が子育ての仕方がわからないという。その原因は何かと私なりに考えるのは、やっぱり核家族じゃないのかなという気がするんです。じいちゃん、ばあちゃんが一緒に住んでたら、全然違う状況になったんじゃないのかなという、そのようなことをよく思うんです。

だから、できたらじいちゃん、ばあちゃんが一緒に住むような、そういう流れをつくってやったら、行政のほうとしては、行政は直接家庭の中に入ることはできませんから、だからせめてじいちゃん、ばあちゃんが一緒に住めるような、そういう流れを、体制をつくると、例えば二世帯住宅には税金をかけないとか、極端なことを言うと、そんなふうなことでリードしていくとか、そういうことなどはどうかななんて私なんかは思うんですけれど。（「同感です」と呼ぶ者あり）

西村委員長 どなたが答えますか、まとめて。

前屋敷委員 いや、今の話の流れの中で、いろいろ課題はたくさんあって、解決しなきゃならない問題ばかりなんですけれど、基本は一番の被害者は子供だということをしっかり念頭に置いて、どう子供たちを救うか、お母さんも子育てが十分でない。

しかし、子供を産んだときには本当にこの子供はかわいいなと思ったはずなんですよね。経験からしてもそうなんですけれど、要らないと思って産む親というのはいないんです。その後、いろんな家庭環境だったり、いろんな条件で、そういう状況に陥ってる。本当に不幸なことだと思うんです。その不幸な中で、子供が一番不幸な状況に置かれるというところに私たちは心を寄せて、問題解決を図っていかないといけないというふうに思ってますので、一言。

橋本こども政策局長 先ほど来お話が出ておりますように、虐待が起こる要因としましては、経済的な要因もありましょうし、それから親自身が過去に自分が虐待を受けたという経験を持ってる人もいると言われております。

それから、子育てに悩んで、誰に相談していかかわからないとか、地域から孤立しているとか、さまざまな要因があるというふうに言われておりますけれども、少子化が進んでまいりまして、子供の数もだんだん減ってくる中で、1人の子供でもしっかりと、全ての子供たちをしっかりと育てていかなければいけないというのが私たち行政を初めとして、多分社会全体が取り組まないといけない課題だと思っております。一気に虐待をなくすとか、そういったことはできないと思いますけれども、できることを少しずつしっかりやっていくということで、今後もやっていきたいと思っております。

押川委員 前屋敷委員の質問に関連していいですか。ちょっとこども政策課長にお聞きしたいんですが、私立幼稚園においては97名ということであったんですが、潜在的にはまだ多いということでありました。これは今後調査をされるというような考え方はあるんですか。

西村委員長 障がい者の件ですね。

押川委員 そうです。

長友こども政策課長 障がい者の今後の調査ということですが、先ほど申しましたように、補助金の対象という形で、各施設の、各幼稚園のほうから上がってきてまいりますので、その中で実態をちゃんと捉えていくという形で、今後も対応していきたいと考えておるところでございます。

押川委員 最近、多動性障がいを持つ子供さん方がかなり多くなってきているという話を聞く

んです。実際この間ちょっと数字を調べたんですけども、確かに宮崎県内も、あるいは全国的にもふえてるんです。そういうのをしっかり潜在じゃなくて、調査をかけてこういう研修を組むということに持っていかないと、何もわからない中で、ただ、障がい者のそういう体験研修とか、そういうものをされるんじゃなくて、こういう状況だからこそ、こういったカリキュラムをもって検証するとか、そういうものに基づいた研修というプログラムじゃないんですか。ただ単にそういう今言うように、補助金関係だけのものですよということに理解すればいいんですか、これはどういう状況なんでしょうか。

長友子ども政策課長 そういった発達障がいの方とかにつきましては施設がございまして、例えば宮崎市総合発達支援センター「あおぞら」とか、都城では都北学園とか、門川ではあさひ学園とかいう施設がございまして、そこでそれぞれ保護者の方が御相談なさりながら、その程度に応じていろいろ支援を受けられていると思います。先ほど私どもが実施しております障がい児施設保育体験研修というのは、そういった現場を経験することによりまして、自園でもそういった対応がスムーズにできるようにというような形でやってるものでございまして、そういった形で、いろんなお子さんがいらっしゃいますので、それに対応した専門的な対応ができるような環境づくりに努めてまいりたいと考えてるところでございます。

押川委員 わかりました。先ほどの話の中では、そこで終わってたものですから、そういうものを対象にした中での研修を組みながら対応していくということに理解をするということで、はい、わかりました。

河野委員 児相関係ですが、「本県、24年、443

件」とありますけれど、結局これは事案が443ということで、相談総数になると、相当な数になるということですか。

村上子ども家庭課長 平成24年度の児相への相談件数は総数で3,723件のうち、児童虐待に関するものが443件となっております。

河野委員 443件であっても、例えば1回の相談で終わらないわけでしょ。何回も何回も。で、担当が決まるわけですよ。その方への担当は、ずっとその担当でいくんですよ。

村上子ども家庭課長 一応相談の児童福祉司の地区担当が決まっております、その地区のケースは、その担当がずっと担当することになっております。

河野委員 私は延岡なので、延岡児相は何人の体制で、24年度は何件の相談を行ってきたかという部分をいただけますか。

村上子ども家庭課長 お時間ください。

西村委員長 はい、どうぞ。

村上子ども家庭課長 済みません、お待たせしました。24年度のケース担当者は5人で、延岡の場合は68件を対応しております。

河野委員 児童福祉司を増員していただいたんですけれども、実態として5人の相談員で、この件数については十分対応できているというふうに見ているんでしょうか。

村上子ども家庭課長 件数はケースによってすごく深く入っていかないといけないケースもあれば、電話の相談数回で終わるというのもありまして、一概に数だけではちょっと判断ができないんですけれども、児童福祉の施行令上、人口4万人から7万人に1人の児童福祉司が決められておりまして、それに基づきますと、宮崎県の場合は一応準則してるということになっております。

河野委員 ちょっとこれはぜひ調査を続けたいなと思うんですけど、先ほど太田委員からもありましたけれど、十分に届いてない、相談員の方々、私の同僚も一時期ありましたけれど、本当にいっぱいいっぱいの状況であるなということなので、また調査をさせていただきたいと思います。

市町村の取り組みの中で、 番の「乳児家庭全戸訪問事業」という、以下4つありますが、この最初のやつでいいんですけど、これは県はかかわっていることがあるんでしょうか。

村上こども家庭課長 昨年度までは国から直接交付金が市町村に行っておりまして、国2分の1、市町村2分の1でやられてた事業なんですけれども、今年度から安心こども基金のメニューのほうに移し変えられたことから、県が今度はお金を2分の1、市町村のほうに出すということになりましたので、今年度からかかわるようになってきました。

河野委員 人的なかかわりというのはあるんでしょうか。

村上こども家庭課長 具体的には、市町村のほうで実施していただくということになっております。

河野委員 先ほどもありましたけれど、育て方がよくわからないというのが、実は子育てのアンケートを県がとられた中の第2位の理由だったです。第1位は経済的なこと、第2位が子育ての仕方がわからないというのが実態で県はつかんでいらっしゃるんですね。赤ちゃんを産んで非常に不安な状況の中で声かけていただけるといふこの事業は、先ほど言いました全て虐待の予防とか、つながると思いますので、これちょっと県もしっかりかかわって充実していったほしいというふうに思ったところです。

最後に、先ほど押川委員からありましたけれど、多動性の発達障がいというのは、実は5歳児前後でわかると言われてます。1.5、それから3歳児健診の中では、日本の1.5健診というのは非常にすぐれていて、ある程度の障がいというのはつかむことができるらしいんですけど、この多動性とか、そういう障がいについて5歳児前後がわかると言われてるんですけど、ただ、法令的に5歳児健診と位置づけられてないんです。

だから、その点について議会でもちょっと質問させてもらったんですけど、今5歳児健診というような動きが県の中であるのか、ちょっと確認をしたいんですけど。

佐藤福祉保健部長 今委員おっしゃった5歳児健診のある意味重要性というのは、私ども話として聞いております。法的な裏づけがないものですから、実際としてなかなかできてない状況にあります。

ただ、県内のある県央部のまちで、そういう取り組みをできればしたいなというところもあるように聞いてまして、それをどう県として後押しできるのか、ただ、その専門家もなかなか、いわゆるドクターも含めて、育てないというのもありますので、それにどう対応する、マンパワーを確保するのとか、そういうところが課題です。今後その視点から取り組みはしていかないといけないかなと。これは障がい児福祉という観点で、こども政策というよりも障害福祉課の業務になろうかと思いますが、そこで取り組みをしていきたいと思っております。

河野委員 他県で実践されている県がたしかあると思いますので、残念ながら小児精神科医って、宮崎はたしかちょっと2人が3人ですか。いらっしゃらないからできないじゃなくて、そ

れで対応できる健診というのをシステム化している県がたしかあると思いますので、またそこを調べていただいて、参考にさせていただくとありがたいなと思います。

村上こども家庭課長 ちょっと先ほどの河野委員の御質問について補足ですが、児童福祉司5名といますのは、昨年度の人数で、先ほどの件数を処理したということで、今年度からは1名ふえまして、6名となっております。

西村委員長 よろしいでしょうか。

河野委員 はい。

西村委員長 ほかに。私から1点、ちょっと清山委員の関連で質問したいんですけど、先ほど就学前の充実のためのアクションプログラムを幼稚園、保育園に行っていない人には非常に受けにくいんじゃないかという質問があったのに対しまして、この3ページ、4ページの資料を見ますと、西米良村の42名とか椎葉村の71名とか、いわゆる就学前児童がいらっしゃるけれども、実際村内にはそういう園はないということに対してはどういうフォローを行っているのか、もしくはそこは村でやっていただいているのか、ちょっと教えていただきたいなと。

長友こども政策課長 実際具体的にどういう形で人間の根源的な部分について教えられているかというのがはっきりわからないのですが、周りからお父さん、お母さんとか、あるいはそこらあたりからそういった基本的なことを教えてもらっていらっしゃるのかなと思います。

西村委員長 把握してないという、いや、施設がないところにどういった、「西米良村にはあります」と呼ぶ者あり）西米良村はあるんですか、これを見るとないから。

長友こども政策課長 認可の保育所とか、幼稚園とかないところにつきましては、市町村に

よりましては僻地保育所というような形で、基準がちょっと緩いんでございますが、ちゃんと補助をもらわれて、そういった教育・保育をなさっておられます。そういった状況でございます。申しわけありません。

西村委員長 済みません。その僻地保育所というのが西米良、椎葉にはあって、そこに対してはアクションプログラムをちゃんと行っているということでもよろしいですか、確認だけで。

長友こども政策課長 西米良村には僻地保育所が1つ、あるいは椎葉村には3つとかございます。そういったところで、こういったアクションプログラムに基づきましてちゃんと就学前の教育がなされているということでございます。申しわけありません。

西村委員長 はい、ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、ないようですので、ここで終わりたいと思います。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時35分休憩

午前11時37分再開

西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議事項（1）にあります「調査事項について」、お手元に配付の資料の資料1の2をごらんください。

前回の委員会におきまして3つの調査事項をお示しさせていただいたところ、委員より（2）の「宮崎のこどもをめぐる施策に関すること。」と、（3）の「宮崎のこどものライフステージに

関すること。」は、まとめることはできないかという御提案がありました。このことを踏まえまして、資料のとおり、調査事項を新たに提案させていただきたいと思っております。（２）と（３）を足したものを一緒に書いております。

皆様の御意見等があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 意見がないようですので、このとおりに決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、資料２の活動計画をごらんください。

県内調査につきましては、前回の委員協議におきまして、実施日程の変更について提案をさせていただきました。

先日、ファクス等で連絡を差し上げたとおりでございますが、県南調査を7月31日から8月1日まで、県北調査を8月6日から7日にかけて実施したいと考えておりますが、調査先につきましては、正副委員長に一任をいただきましたので、ごらんのような日程（案）を作成いたしました。

中身について、細かく説明は不要かと思いますが、何かあれば。

まず、県南調査については、熊本県庁のほうに伺いまして、熊本県のほうで既に条例提案なされております「子ども輝き条例」、「家庭教育支援条例」等について、しっかりちょっと長目に時間をとって施策の勉強をしたいと思っております。

もう一点、後半にあります「慈恵病院」は赤ちゃんポストで有名になりましたあの病院に

なっております。一応日程につきましては、書記のほうからアポイント等とはらせていただいております。

県北調査につきましても、一応書記のほうから全て日程をとらせていただいております。こちらは延岡のほうに宿泊をする予定になっております。

どうぞ今読んでいただきまして、この案で御了承いただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 それでは、このように決定いたします。

諸般の事情により、若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任をいただきますようお願いいたします。

なお、調査時の服装につきましては、「夏季軽装」とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、協議事項（２）の次回委員会についてであります。次回委員会は7月25日に行うことを予定しております。執行部への説明資料要求ほか御意見、御要望等はございませんか。特にこれを見たい、聞きたいということがあればお願いしたいと思います。ないですか。（発言する者あり）委員会の趣旨に関するものであれば。

清山委員 ここに資料が置いてあるんですけど、「結婚支援事業の取組について」というのをできればちょっとこれを次回、何かもう少し詳しい資料と一緒に説明があれば、ただ、次回までに何か外に見に行こうとか、そういう変更があればその限りじゃないんですけど、もしここで説明を受けるようなことがあればちょっと聞いてみたい。

西村委員長 ほかにこういう分野というもの

平成25年 6月21日（金曜日）

があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ただいまの御意見等を参考にしながら、次回の委員会の説明、資料等を要求していきたいと思います。

最後になりますが、「その他」で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

西村委員長 ないようですので、次回の委員会は、7月25日午前10時からを予定しております。

以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時42分閉会